

【別紙】職務乗車証境界駅

乗車区間	線名	境界駅
金沢支社	近畿圏	北陸本線 近江塩津～新疋田
	福知山支社	小浜線 東舞鶴～松尾寺
近畿圏	和歌山支社	阪和線 日根野～長滝
		和歌山線 五条～大和二見
	福知山支社	山陰本線 園部～船岡
		福知山線 新三田～広野
		加古川線 久下村～谷川
	岡山支社	播但線 姫路～京口
		山陽本線 上郡～三石
赤穂線 備前福河～寒河		
姫新線 上月～美作土居		
岡山支社	米子支社	因美線 智頭～土師
		伯備線 新郷～上石見
	広島支社	木次線 油木～備後落合
		木次線 備後落合～比婆山
		山陽本線 糸崎～三原
		福塩線 府中～下川辺
米子支社	福知山支社	山陰本線 居組～東浜
		三江線 尾関山～三次
	広島支社	山陰本線 益田～戸田小浜
		山口線 本俣賀～益田
広島支社	福岡支社	山陽新幹線 新下関～小倉
		博多南線 博多南まで
会社境界駅（他社） ※乗降可能	金沢支社～J R 東日本	北陸本線 直江津駅
	大阪支社～J R 東海	大糸線 南小谷駅
	和歌山支社～南海電鉄	関西本線 亀山駅
		紀勢本線 和歌山市駅

○なお、平成23年4月30日（今回の社員採用予定日の前日）において、32歳を超えており、かつ雇用契約期間の通算が5年を経過する社員のうち、現行所定の他の基準を満たす者については、特例的に以下の取扱いを行う。

- ・平成23年5月1日を社員採用予定日とする選考試験の受験資格を付与する
- ・受験希望者に対しては、各自の雇用契約満了日までに選考試験及び合否通知を行う
- ・なお、選考試験の合格者については、契約社員としての雇用契約を社員採用予定日の前日まで更新する

○現行所定の他の基準とは

- ・採用予定日の前日まで、契約社員として、3年以上継続して勤務する見込みである者
- ・応募時から過去1年間の所定労働時間が1週平均20時間以上ある者
- ・過去に選考試験を2回以上受験していない者

・当該応募にかかる採用予定日を基準として、前回

の受験から1年以上経過している者

○2010・9・21付「業務連絡」契約社員を対象とする社員採用の実施について参照

契約社員に対する職務乗車証の交付について

○入社2年目以降の契約社員（ただし、過去1年間の所定労働時間が1週平均30時間以上ある者に限る）に対して、職務乗車証（所属支社線）を交付する。ただし、京都支社、大阪支社、神戸支社については、「支社線」の区間表示を三支社統合区間（近畿圏）と表示とする。

〔平成23年4月1日から実施〕

解説 契約社員に対する職務乗車証の交付については、契約社員制度導入以降の長年の懸案事項であり、契約社員のモチベーションを高める観点からも、本部

として重要課題として位置付け取り組んできたものである。

○平成23年4月1日で、所定の条件を満たしていれば職務乗車証が交付される。それ以降は、所定の条件を満たした時点で交付されることとなる。

（例）平成22年7月15日採用の契約社員であれば過去1年間の所定労働時間が1週平均30時間以上の条件を満たしていれば、平成23年7月15日に交付される。

○職務乗車証については、基本的に勤務箇所のある最寄り駅を所管する支社区間の支社線が交付されることとなる。

（例）大工所や大電所の所属ではあるが、在勤地が広島支管内であれば、広島支社線の職務乗車証が交付される。

○各支社エリアの境界については、別紙参照

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から業務災害による補償を受けることが決定した社員等の取扱いについて

○J R 西日本に在籍する社員等が、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」）から「日本国有鉄道業務災害補償就業規則」に基づいた補償を受けることが決定した場合、会社の業務災害補償等規程第11条に定める取り扱いを準用し、欠勤により会社が減額した額等と機構による補償額との差額に相当する額を会社から支払うこととする。

〔平成22年4月1日に遡って適用〕

解説 現職社員に対して、アスベスト等に係る業務災害を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」）が認定した場合、現在の機構の補償では、基準内資金に相当する額が休業補償として支払われることとなるが、賞与額に対する補償が行われないことから、本部として、しっかり対応するよう会社に対し求めていたものである。

○今回、会社の業務災害補償等規程に定める取り扱いを準用し、現職社員が欠勤等により会社が減額した額等と機構による補償額との差額に相当する額、つまり、賞与相当額を会社が支払うこととなる。

○シニア・契約社員も同様の取扱いとなる。

【口頭説明内容】

1. J R 西日本共済会のシニアメンバー年齢制限撤廃について

J R 西日本共済会のシニアメンバーの登録期間につ

いては、現在10年間としているが、この制限を撤廃し無期限とするべく、今後、J R 西日本共済会理事会に提起することとする。

具体的には、成案を得次第しかるべき時期に説明する。

「来年度以降に残された課題」

- ①教育・訓練における目的地までの移動時間を労働時間とすること。
- ②創立記念日の制定を行うこと。
- ③分会機関にロッカーの設置等を認めること。
- ④契約社員の社員採用受検年数の短縮を図ること。
- ⑤社員登用後の永年勤続者表彰期間に契約社員期間を通算すること。
- ⑥シニア社員へ購入券を交付すること。等々

本部は、引き続き労働条件、環境の改善に向け、契約社員への住宅補給金の支給等、賃金、手当等に関わる課題については、春闘時に議論することとします。

以上



【MEMO】